

【異常時は「たかやま」（4つの行動）を行おう！】

「た」：たち止まる

（一度、作業を中断しよう）

「か」：かく離する

（危険源・有害源から隔離しよう）

「や」：やく職者・責任者を呼ぶ

（異常時の対応者・責任者を呼ぼう）

「ま」：まっ（責任者が来るまで待とう）



異常時の対応が終わったら、作業を再開しましょう。

高山労働基準監督署

【異常時・工程変更時の基本動作は「止める・呼ぶ・待つ」】

高山労働基準監督署管内における令和6年の労働災害発生件数は177件でした。
そのうち、異常対応時に発生したと思われるものは24件（13.6%）でした。

異常対応時に発生した労働災害の多くは、会社で決められたルールを守らずに作業したことや、そもそもルール等が定まっていなかったことが原因です。

令和6年には、機械設備の運転を止めずに、一人で作業した結果、右手首を切断する労働災害も発生していることから、異常時は一人のみで対応しようとはせず、「止める・呼ぶ・待つ」の3動作をしっかりと行うことが非常に重要です。

異常時の対応についてルールが定まっていない場合は対応者等を事前に決めておきましょう。

高山労働基準監督署